

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額（円）
①介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者又は難病を事由として寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	154,000
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害１級の者（常時介護を要する者に限る。）又は難病を事由として寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害１級の者（常時介護を要する者に限る。）又は難病を事由として自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5	82,400
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）又は難病を事由として寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5	15,000
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者又は難病を事由として下肢若しくは体幹機能に障害を有する者	介護者が重度身体障害者又は難病患者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4	159,000
	訓練いす	療育手帳の程度が重度又は最重度である者及び下肢又は体幹機能障害２級以上の児童	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5	33,100
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の児童又は難病を事由として下肢若しくは体幹機能に障害を有する者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯するものとする。	8	159,200
②自立	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者若しくは難病を事由として、入浴に介助を必要	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等	8	90,000

生活 支 援 用 具		とする者	又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	便器／（手すり）	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者又は難病を事由として常時介護を要する者	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	4,450  (手すりをつけた場合 5,400)
	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害３級以上の者	主体は木材（十分な強度を有するもの）か軽金属とする。付属に夜光材をつけることができる。	3	4,410
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	60,000
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者、又は療育手帳・精神保健福祉手帳所持者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもので、スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されるもの	3	37,852
	特殊便器	上肢障害２級以上の者又は難病を事由として上肢機能に障害を有する者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	159,000
	火災警報器	障害等級２級以上の者又は難病疾患者（いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8	15,500
	自動消火器	障害等級２級以上の者又は難病疾患者（いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8	28,700

	帯及びこれに準ずる世帯)			
電磁調理器	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	41,000
食事支援ロボット	両上肢又は体幹機能障害 2 級以上の者で、他の補助用具を用いてもひとりで食事ができないものであって本用具の操作を理解し、かつ、習得できるもの。ただし、医師の診断書及びアセスメントにより真に必要と認められる者に限る。	障害者等が容易に使用し得るもの	5	463,428
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10	70,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10	87,400
③在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	5	51,500
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上の者若しくは同程度の身体障害者又は難病を事由として呼吸器機能に障害を有する者であって、必要と認められるもの	5	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上の者若しくは同程度の身体障害者又は難病を事由として呼吸器機能に障害を有する者であって、必要と認められるもの	5	56,400
	電気式たん吸引器・ネブライザー（吸入器）両用器	呼吸器機能障害 3 級以上の者若しくは同程度の身体障害者又は難病を事由として呼吸器機能に障害を有する者であって、必要と認められるもの	5	92,400
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10	17,000
	視覚障害者用	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者	5	9,000

	体温計（音声式）	のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	の		
	視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	18,000
	視覚障害者用血圧計	視覚障害 2 級以上の者であって、常時血圧の測定が必要であると認められるもの （視覚障害者のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	15,000
	排痰補助装置	次のいずれにも該当する障害者等とする。 （1） 市内に居住し、在宅生活を送っている者 （2） 身体障害者手帳の交付を受けている者 （3） 神経・筋疾患（慢性の神経系の難病（筋委縮性側索硬化症（ALS）等）及び筋力低下をきたす筋疾患（筋ジストロフィー等）の総称をいう。）	介助者が障害者等の肺に貯留した分泌物を効果的に排出できる機能を有するものであって、容易に使用し得るもの	—	21,000 （レンタル料 1 箇月当たり）
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病を事由として人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5	157,000
	人工呼吸器用外部バッテリー	日常的に人工呼吸器の装着が必要な者	人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	5	100,000
④情報意識疎通	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5	98,800
	情報・通信支援用具	視覚障害 2 級以上の者又は上肢機能障害 2 級以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトとする。	5	150,000

支 援 用 具	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級の身体障害者であって、必要と認められる者）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6	383,500
	点字器（標準型）	視覚障害２級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7	10,400
	点字器（携帯用）	視覚障害２級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	7,200
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音・再生）	視覚障害２級以上の者	音声等により操作ボタンを知覚又は確認ができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品又はDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	85,000
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用）	主に広報誌等の情報の入手を音声データによって得ている視覚障害３級又は４級の者	音声等により操作ボタンを知覚又は確認ができ、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	15,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	99,800
	視覚障害者用地上デジタル波対応ラジオ	視覚障害２級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用できるもの	6	29,000
	視覚障害者用読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読み取ることが可能になる	印刷物等を画像入力装置の上に置くことで、簡単に拡大された画像	8	198,000

	者	(文字等) をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの		
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10	13,300
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	5	71,000
聴覚障害者用情報受信装置 (文字放送デコーダー)	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6	80,000
人工喉頭	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化する笛式か、顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化する電動式とする。	5	72,203
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	—	—
人工内耳用電池 (空気電池)	現に人工内耳を装着している聴覚障害児・者 (人工内耳用電池 (充電電池) 又は専用充電器の給付を受ける者を除く。)	人工内耳に使用する空気電池	1 箇月	2,800 (1 箇月当たり)
人工内耳用電池 (充電電池)	現に人工内耳を装着している聴覚障害児・者 (人工内耳用電池 (空気電池) の給付を受ける者を除く。)	人工内耳に使用する充電電池	1	18,000
充電電池専用充電器	現に人工内耳を装着している聴覚障害児・者 (人工内耳用電池 (空気電	専ら人工内耳用電池 (充電電池) を充電するために使用する充電器	3	28,600

		池) の給付を受ける者を除く。)			
⑤排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ装具 (消化器系)	直腸機能障害を有する者で、人工肛門を造設しているもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製とし、皮膚保護剤等を含む。	—	9,460 (1箇月当たり)
	ストマ装具 (尿路系)	ぼうこう機能障害を有する者で、人工ぼうこうを造設しているもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製とし、皮膚保護剤等を含む。	—	12,430 (1箇月当たり)
	紙おむつ (尿取りパッド、おしり拭き)	ぼうこう又は直腸機能障害を有する者でストマ用装具の代用として必要とするもの、又は3歳以上の脳性麻痺等脳原性運動機能障害若しくは同等の状態にあることにより排尿や排便の意思表示が困難な者。ただし、他制度により紙おむつの給付を受けている者は除く。	障害者が容易に使用し得るもの(尿取りパッド、おしり拭きのみ)の給付は認めない。)。ただし、ストマ用装具の代用として必要とする者は、ストマ用装具の装着が、身体状況等により困難な場合に限る。	—	12,360 (1箇月当たり)
	収尿器	ぼうこう又は直腸機能障害を有する者	男性用は、採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置付でラテックス製又はゴム製とする。女性用は、耐久性ゴム製採尿袋を有するものか、又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付とする。	1	8,755
⑥住 宅 改 修 費	居室生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)又は難病を事由として下肢若しくは体幹機能に障害を有する者	障害者等の移動補助、転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具とし、手すり、扉の取替えなどで設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢、又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 基準額については消費税を含んだ額とする。